



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2023年5月22日から24日](#)に会議を行った。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

作業計画の概要

- [IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）](#)
- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)
- [経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15A）](#)
- [企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)
- [開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [借手のリースの負債の認識の中止（IFRS 第9号「金融商品」）：考え得る年次改善（アジェンダ・ペーパー12A）](#)
- [公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示（IFRS 第7号 IG）（アジェンダ・ペーパー12B）](#)
- [IFRS 会計基準の年次改善 — 早期適用及びデュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー12C）](#)

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

IASB は 2023 年 5 月 22 日に会合し、[作業計画](#)についてのアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は作業計画についてのアップデートを 3 か月から 4 か月後に受ける予定である。

リサーチ及び基準設定

動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

IASB は 2023 年 5 月 24 日に会合し、動的リスク管理（DRM）モデルについての議論を、DRM モデルの指定及び適用を示すことを意図した 1 組の設例によって継続した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB はプロジェクト計画において識別されたトピックについての議論を継続する。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASB は 2023 年 5 月 24 日に会合し、次のことについて議論した。

- 公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社」（適格な子会社についての開示要求を削減することを目的とする IASB のプロジェクトの一部として公表する予定）の結果的修正の提案
- 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」（FICE 公開草案）についてのデュー・プロセスのステップ（書面投票を開始する許可を含む）

公的説明責任のない子会社—開示（アジェンダ・ペーパー5A）

IASB は、IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社」に対して行うべき結果的修正を、当該基準書が公表された後に提案することを暫定的に決定した。当該修正は、当該基準書に FICE 公開草案で提案する予定の以下の開示要求を追加するものとなる。

- a. IAS 第 32 号「金融商品：表示」の範囲に含まれるすべての金融負債及び資本性金融商品について、企業は自らの資産に対する請求権の開示及び区分を、性質及び優先度の相違を反映する方法で行い、最低限、次のものを区別する。
 - i. 担保（保証）付の金融商品と無担保（無保証）の金融商品
 - ii. 契約上劣後している金融商品と劣後していない金融商品
- b. 金融負債と資本性金融商品の両方の特徴を有する金融商品（単独のデリバティブを除く）について、企業は以下に関する情報を開示する。
 - i. 資本性金融商品に分類されている金融商品における債務類似の要素
 - ii. 金融負債に分類されている金融商品における資本類似の要素
 - iii. そうした金融商品の金融負債、資本性金融商品又は複合金融商品への分類を決定する債務類似及び資本類似の要素
 - iv. 清算時の優先度を示す契約条件
 - v. 清算時の優先度の変化を生じさせる可能性のある契約条件
 - vi. 該当がある場合、複数レベルの契約上の劣後（例えば、ある劣後負債が他の劣後負債に契約上劣後している場合）
 - vii. 清算時に優先度がどのように決定されるのかに影響を与える可能性のある関連性のある法令の適用に関する重大な不確実性
 - viii. 清算時の優先度に影響を与える可能性のある保証などのグループ内契約（例えば、どの企業が保証を提供するのか及びどの企業が保証を受けるのか）
- c. 企業は、金融商品の契約期間の終了前に時の経過により有効となるか又は有効でなくなる契約条件に関する情報を開示する。
- d. 企業自身の資本性金融商品を償還する義務を含んでいる金融商品について、企業は以下のことを開示する。
 - i. 当該義務が当初に認識された際に資本から除去して金融負債に含めた金額、及び当該金額が除去された資本の内訳項目

- ii. 報告期間中に純損益に認識した再測定による利得又は損失の金額
 - iii. 当該義務が報告期間中に決済される場合に、決済時に認識した利得又は損失の金額（もしあれば）
 - iv. 売建プット・オプションが未行使のまま期限満了となった場合に、金融負債から除去して資本に含めた金額
- e. 企業は、企業の業績又は純資産の変動に基づく金額を支払う契約上の義務を含んでいる金融負債（純損益を通じて公正価値で測定される）の再測定から生じる各報告期間における利得又は損失の合計額を区分して開示する。
- f. 企業は、金融商品又はその構成部分の金融負債又は資本への分類を決定するにあたり行った重大な判断を開示する。

14名のIASBメンバーのうち9名が(b)の(iv)から(viii)の決定に賛成した。14名のIASBメンバー全員がその他の決定に賛成した。14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

デュー・プロセス及び書面投票プロセスを開始する許可（アジェンダ・ペーパー5B）

IASBは、FICE公開草案について120日のコメント期間を設けることを決定した。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

1名のIASBメンバーがFICE公開草案における提案に反対票を投じる意向を示した。

14名のIASBメンバー全員が、IASBは適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守し、FICE公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

次のステップ

スタッフは書面投票のために公開草案を作成する。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6）

IASBは2023年5月22日に会合し、公表予定の情報要請「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」について議論した。

IASBは次のことを行った。

- a. 情報要請を一般のコメントを求めるために公表することを承認した。
14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。
- b. 120日のコメント期間を設定する。
14名のIASBメンバーのうち13名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは情報要請を2023年6月末に公表する予定である。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASBは2023年5月24日に会合し、次のことを行った。

- プロジェクトの現状（再審議の完了及び基準書の公表の予想時期を含む）についてのアップデートを受けた。
- 公開草案「規制資産及び規制負債」における提案を、規制資産及び規制負債の当初認識の時期に関して再審議した（アジェンダ・ペーパー9A）

当初認識の時期（アジェンダ・ペーパー9A）

IASB は、基準書で以下を維持することを暫定的に決定した。

- a. 報告期間の末日現在で存在しているすべての規制資産及び規制負債の認識を要求する提案
- b. 外貨建の規制料金から生じた規制資産又は規制負債を IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」を適用する際に貨幣性項目として扱う提案

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB はプロジェクト提案を引き続き再審議する。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15A）

IASB は 2023 年 5 月 23 日に会合し、以下についての教育セッションを行った。

- a. 公開草案「経営者による説明」（2021 年 5 月公表）と「統合報告フレームワーク」（2021 年 1 月公表）との間の類似点及び相違点についての IFRS 財団スタッフの分析
- b. 当該分析に関するフィードバック並びに IFRS 諮問会議及び 2023 年 4 月の統合報告及びコネクティビティ諮問会議からのこれらの文書の間の一層の合致に対するアプローチに関するフィードバック

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、今後の会議で本プロジェクトの方向性を検討する。

企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は 2023 年 5 月 24 日に会合し、のれんを含んだ資金生成単位の減損テスト（減損テスト）に関する IAS 第 36 号「資産の減損」の変更案について議論した。

毎年の定量的な減損テストの削除（アジェンダ・ペーパー18A）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 定量的な減損テストを毎年実施するという要求を維持する。
- b. IASB のディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」に対するコメント提出者から提案された代替案のいずれも追求しない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

異なる減損テストの設計の実行可能性（アジェンダ・ペーパー18B）

IASB は、合理的なコストで、IAS 第 36 号で現在要求している減損テストよりも著しく有効となる異なる減損テストを設計することは実行可能ではないと暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

減損テストの有効性を改善するための提案（アジェンダ・ペーパー18C-18D）

IASB は、次のことについて議論した。

- a. ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者から提供された、減損テストの有効性を改善するための提案
- b. それらの提案を検討するための規準
- c. それらの提案の一部に関しての IASB の協議グループ及び IFRS 解釈指針委員会からのフィードバック

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、以下を含む事項について暫定的な決定を行う。

- a. 減損テストの有効性を改善するためのコメント提出者の提案を追求するかどうか
- b. IASB の企業結合に関する開示要求のパッケージ案のその他の側面を明確化するかどうか

IASB はその後に、決定のパッケージ案がプロジェクトの目的を満たすかどうか及び提案を示す公開草案を公表するかどうかを検討する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASB は 2023 年 5 月 23 日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における以下に関する提案を再審議した。

- 持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業(アジェンダ・ペーパー21A)
- 経営者業績指標及び IFRS 第 8 号「事業セグメント」に関連する論点（アジェンダ・ペーパー21B）

持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業（アジェンダ・ペーパー21A）

IASB は、すべての企業に対し、持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を、純損益計算書における投資区分に分類することを要求するという暫定的な決定を再確認した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

IASB は、関連会社又は共同支配企業に対する投資が、ベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）である企業に保有されているか、又は当該企業を通じて間接的に保有されている場合には、企業が当該投資を IFRS 第 9 号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定する選択することを認めるという経過措置を設けることを暫定的に決定した（IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第 18 項参照）。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、公開草案で提案した IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の新しい第 38A 項を撤回することを暫定的に決定した。その結果、企業は、持分法で会計処理されている関連会社又は共同支配企業から受け取った配当金を、他の受取配当金について企業に適用される要求事項を適用して、単一の区分に分類することを要求されることになる。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

経営者業績指標及び IFRS 第 8 号「事業セグメント」に関連する論点（アジェンダ・ペーパー21B）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 経営者業績指標とは、企業全体としての業績についての経営者の見方を反映する測定値である旨を明確化する。
14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

- b. 公開草案の B83 項における提案を確認する。同項は、企業の経営者業績指標のうちの 1 つ又は複数が、企業が IFRS 第 8 号において企業が開示する事業セグメント情報の一部と同じである場合に、下記のいずれかを条件に、企業はその経営者業績指標に関する情報を事業セグメント情報と同じ注記において開示できると述べている。
 - i. その注記に、経営者業績指標について開示することを要求されるすべての情報を含める。
 - ii. 別個の注記に、経営者業績指標について要求されるすべての情報を含める。

14 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

IASB はスタッフに、基準書の文案を作成する際に、B83 項と第 97 項における体系的な方法での注記の表示に関する全般的な要求事項との関係を考慮することを依頼した。

IASB は、経営者業績指標に関連する他の未解決の論点のうち、スタッフが追加の対応は必要ないと結論を下していたもの（以下のものを含む）について議論した。

- a. 純損益計算書に含めた小計
- b. 注記において開示し、純損益計算書では表示していない小計（特定の小計を除く）
- c. 期中財務諸表に関連した一般とのコミュニケーション

IASB は何も決定を求められなかった。

IASB は、IFRS 第 8 号の第 23 項(f)の結果的修正について議論した。同項は、収益又は費用に重要性がある場合に当該項目の性質及び金額を個別に開示するという IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における要求を参照している。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は 2023 年 5 月 23 日に会合し、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の提案の再審議を継続した。

開示要求案に対するフィードバック（アジェンダ・ペーパー31A）

IASB は、公開草案での以下の小見出しの下での開示要求案を改訂することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 3 号「企業結合」 — IFRS 第 3 号の B64 項(j)(i)を追加
- b. IFRS 第 7 号「金融商品：開示」 — 公開草案の第 62 項、第 66 項及び第 67 項の適用を、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する適格な子会社に限定
- c. IFRS 第 12 号「他の企業への関与」
 - i. IFRS 第 12 号の第 14 項、第 15 項、第 19D 項(b)、第 19E 項、第 19F 項、第 30 項及び第 31 項を追加
 - ii. 公開草案の第 68 項を修正して IFRS 第 12 号の B4 項から「共同支配事業」を追加
- d. IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」
 - i. 公開草案の第 93 項を撤回
 - ii. IFRS 第 15 号の第 119 項(a)を追加
- e. IFRS 第 16 号「リース」
 - i. 公開草案の第 100 項(d)及び第 105 項を撤回
 - ii. IFRS 第 16 号の第 53 項の(e)、(g)及び(i)を追加
- f. IAS 第 1 号「財務諸表の表示」

- i. IAS 第 1 号の第 137 項を追加
- ii. 公開草案の第 120 項から第 122 項を撤回し、IAS 第 1 号の第 112 項から第 114 項を維持（該当する場合）
- g. IAS 第 19 号「従業員給付」
 - i. IAS 第 19 号の第 141 項(b)を追加（特に、利息収益の影響を区分して開示する要求）
 - ii. 公開草案の第 152 項(c)(iii)を IAS 第 19 号の第 141 項(c)(i)に置換え
 - iii. IAS 第 19 号の第 147 項(b)を追加
- h. IAS 第 27 号「個別財務諸表」 — 公開草案の第 177 項から第 180 項を、適用可能な IFRS 第 12 号の開示要求を参照するように修正

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

基準書案の第 16 項（アジェンダ・ペーパー31B）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の第 16 項を維持し、ガイダンスを追加しない。
- b. 本基準書についての全体的な開示目的は必要ない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

他の IFRS 会計基準書における移行に関する開示要求（アジェンダ・ペーパー31C）

IASB は、新規の又は修正後の IFRS 会計基準書への移行に関して当該新規の又は修正後の基準書で示される開示要求が適格な子会社に適用されるという公開草案の提案を進めることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IFRS 会計基準書における新たな開示要求（アジェンダ・ペーパー31D）

IASB は、公表予定の基準書の修正を IASB が公表するまで、適格な子会社は、公開草案の公表後に公表された IFRS 会計基準の修正における開示要求に準拠することを要求されると暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

今後の会議で、IASB は公表予定の基準書についての書面投票プロセスを開始すべきかどうかを検討する。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は 2023 年 5 月 22 日に会合し、IFRS 会計基準の年次改善の次回のサイクルについて議論した。

借手のリース負債の認識の中止（IFRS 第 9 号） — 考え得る年次改善（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、消滅したリース負債を借手がどのように会計処理することを要求されるのかに関しての IFRS 第 9 号「金融商品」の明確性の潜在的な欠如について議論した。この明確性の欠如が生じているのは、IFRS 第 9 号の 2.1 項(b)(ii)が 3.3.1 項への相互参照を含んでいるが、IFRS 第 9 号の 3.3.3 項への相互参照は含んでいないためである。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 9 号の 3.3.3 項への相互参照を追加するように IFRS 第 9 号の 2.1 項(b)(ii)の修正を提案する。
- b. この修正案を将来に向かって適用することを企業に要求する。
- c. この修正案を次回の年次改善のサイクルに含める。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示 (IFRS 第 7 号 IG) — 考え得る年次改善 (アジェンダ・ペーパー-12B)

IASB は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 28 項とそれに付属する適用ガイダンスの IG14 項との間の不整合について議論した。2011 年に IASB は IFRS 第 17 号の第 28 項を修正したが、IFRS 第 7 号に付属する IG14 項を同様に修正してはいなかった。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 7 号の第 28 項と整合するように IFRS 第 7 号に付属する IG14 項の修正を提案する。
- b. この修正案を次回の年次改善のサイクルに含める。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IFRS 会計基準の年次改善 — 早期適用及びデュー・プロセス (アジェンダ・ペーパー-12C)

IASB は、修正案の早期適用を認めるべきかどうかについて議論した。IASB は、デュー・プロセスについて及び書面投票プロセスを開始すべきかどうかについても議論した。

IASB は、修正案の早期適用を認めることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、公開草案について 90 日のコメント期間を設けることを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

公開草案の公表に反対票を投じる意向を示した IASB メンバーはいなかった。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守し、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

次のステップ

IASB は、公開草案を 2023 年第 3 四半期に公表する予定である。